

## 1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	広瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	山田利夫君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	後藤省治君
11 番	富田栄次君	12 番	栗田利朗君
13 番	丹羽豊次君		

欠席議員（なし）

## 2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	中川満也君	副町長	永澤幸男君
総務課長	早野博文君	企画調整課長	高橋伸行君
税務課長	木下誠司君	健康福祉課長	片岡兼男君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	山口哲司君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	立川昭雄君
会計管理者兼 会計課長	栗本純治君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	衣斐修君		

## 3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚康孝	書記	渡部善充
書記	森田唯		

## 4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第82号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第3 議第83号 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第4 議第84号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 日程第5 議第85号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例及び垂井町立幼稚園条例の一部改正について
- 日程第6 議第86号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第7 議第87号 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第88号 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議第89号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について
- 日程第10 議第90号 垂井町第6次総合計画基本構想の策定について
- 日程第11 議第91号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第12 議第92号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議第93号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議第94号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議第95号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議第96号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議第97号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議第98号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第19 議第99号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議第100号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議第101号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

## 5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（角田 寛君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、13番 丹羽豊次君、1番 太田佳祐君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

---

日程第1 諸般の報告

---

○議長（角田 寛君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に監査委員からの検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付してありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

---

日程第2 議第82号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第2、議第82号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） それでは、ただいま上程されました議第82号について、ちょっと確認をさせていただきます。

もちろんこの条例の改正については何ら異議はないんですけれども、ちょっと確認をさせていただきたいんですが、既に公民館等につきましては、まちづくり条例によりましてまちづくりセンターに移行がされました。あわせまして今回、こういったコミュニティ・センター、管内に8施設があるわけなんですけれども、あと、後に出てまいりますコミュニティ・防災センターとか転作研修所、林業センター等も今回同じように条例の一部改正がなされるわけなんですけれども、今回は、いわゆるまちづくり条例によりまして指定管理者にすることができるということではありますが、指定管理の指定については、また後ほどそれぞれの施設でお話をされた中で出てくると思いますけれども、こんなことを言うては大変恐縮なんですけれども、事前に地元のほうにお話をされているのかどうか、それから今後どのような形で指定管理についてのお話をされていくのか、そこらあたりをお尋ねいたします。

○議長（角田 寛君） 副町長 永澤幸男君。

〔副町長 永澤幸男君登壇〕

○副町長（永澤幸男君） 山田議員の指定管理者の指定の相手方についての御質問でございますけれども、当該指定管理につきましては、地方自治法の規定に基づきまして法人その他の団体ということとなっております。その指定する相手先につきましては、今現在、自治会として管理していらっしゃる場所もございますし、当然、本来はこの指定管理というのは公募が原則でございますけれども、しかしながら指定によらない場合もございますので、そういった場合につきましては、やはり従来から利便性をもって管理していただいておりますところをポイントとしてお願いしていくことになろうと思っておりますけれども、しかしながら、今現在、自治団体のほうにこういったことで指定をさせていただくということにつきましては、今後協議をさせていただきたいと思っております。しかしながら、ある自治会のほうからは、この指定管理者でもって指定をいただきたいというような御意見も出ておりますので、そのあたりは十分尊重しながら進めていきたいと思っております。よろしく御理解いただきたいと思っております。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第82号 垂井町コミュニティ・センター設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議第83号 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第3、議第83号 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第83号 垂井町コミュニティ・防災センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第4 議第84号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第4、議第84号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第84号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議第85号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例及び垂井町立幼稚園条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第5、議第85号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例及び垂井町立幼稚園条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第85号 垂井町立保育所の設置及び管理に関する条例及び垂井町立幼稚園条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第6 議第86号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第6、議第86号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第86号 垂井町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び垂井町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第7 議第87号 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第7、議第87号 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第87号 垂井町転作研修所等の設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議第88号 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第8、議第88号 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第88号 垂井町林業センター設置及び管理に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議第89号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

---

○議長（角田 寛君） 日程第9、議第89号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第89号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議第90号 垂井町第6次総合計画基本構想の策定について

---

○議長（角田 寛君） 日程第10、議第90号 垂井町第6次総合計画基本構想の策定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕



1 番 太田佳祐君。

〔1 番 太田佳祐君登壇〕

○1 番（太田佳祐君） 私のほうから1点確認をさせていただきたいと思います。

基本構想の第2章のところに、将来の目標人口というものが掲げられております。この基本構想の中で、唯一数字的な目標が掲げられているわけなんですけれども、これは6次総合計画における最も重要な数値の目標という認識でよろしいかという点と、あともう一つは、向こう10年間、6次総が策定された暁には、こういった人口の維持に対して、行政、住民、そして我々議会も含めて町を挙げて取り組んでいく認識でよろしいでしょうかという、この2点を確認させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（角田 寛君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 太田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

第2章に将来の目標人口、2027年に2万6,000人の人口維持ということでございます。維持というよりも、実質的にはアップにつながっていくことかと思えます。人口問題研究所の推計によりますと、これより下回る数字が出ておりますので、これはやはり上げていくということが1つの目標になってくると思えます。

当然に今回の第6次総合計画をつくる中での大きな問題として、これからの人口減少社会にどう立ち向かっていくか、あるいはどう我々が町をつくっていくかということがありますので、この目標人口を何とか達成するということが大きな目標になってくると思えます。

また、これを維持するためには、誰かがやるのではなくて、みんなでやっていかなければならない。そのために、まさに地域が総出になってともにつくっていく社会というものを目指すということがこの6次総にうたわれておりますので、これを全員でしっかりと達成していくための意識づくりというものをしっかりしていきたいと、そのために協働ということをおうたっておるところでございます。よろしく御理解賜りたいと思います。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第90号 垂井町第6次総合計画基本構想の策定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 議第91号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第5号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第11、議第91号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

13番 丹羽豊次君。

〔13番 丹羽豊次君登壇〕

○13番（丹羽豊次君） ちょっとお尋ねいたしますが、9ページの歳出で土木費、今度、県工事負担金ですが、962万補正していただいたわけでございます。これらについて、赤垂と聞いておりますが、場所と工種をお願いしたいと思っておりますし、また県道垂井停、中山道の鳥居から役場の入り口ですね、相当路面が傷んでいるところがあるんですね。これらもやはり、要望にもなりますが、ぜひともこれをお願いしたいと思っております。やはり舗装等については、町の顔だと思っておりますので、少しでも県のほうへ強く要望していただくと、よろしくお願ひしたいと思っております。

それと、歳入でちょっとお尋ねしておきたいんですが、繰越金で今回3,317万1,000円で収支均衡をとられておるわけですね。そんなような形で今度次に出てくるわけですが、給与改定等々を見ますと、今度減額になってくるわけですね。そうすると、3月議会等々で補正財源等々があると思うんですが、その辺、あと繰越金等についてはどのぐらい残っておるのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思っております。以上です。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 丹羽議員の御質問にお答えをさせていただきます。

土木費の中で目3の道路新設改良費、節19の負担金補助及び交付金につきまして、県工事負担金962万円でございます。この内容といたしましては、現在施工中でございます離山付近の工事を県が行っております、昨年から。今年度、引き続きまして県の補正予算等が行われましたので、それに続きまして側溝と擁壁が中心でございます。また、今年度におきましては、その上の舗装とガードパイプ、また中央分離帯等を施工していく予定でございます。総事業費の1割を県工事負担金で支出をしております。

また、県道栗原青野線の街路事業等につきましても、負担金として支出していく予定でございます。

また、議員御指摘のとおり垂井停車場線でございます。結構段差がございます。私どもも県

のほうへ強く要望しているところでございます。何とか補修をしていただくようにこれからもお願いしていきますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 丹羽議員の前年度の繰越金の残高の数字ということでございますが、今回3,000万円ほど前年度繰越金が出ておりますが、残る金額でございますけど6,614万2,909円ということでございます。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（角田 寛君） 5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） 質問内容、ただいまの先輩議員と同じだったんですけれども、ちょっと中身があれだったものですから、もう一度、県工事負担金、何々線、事業費がどれだけで、率がどれだけで幾らとか、そういうふうに、今、離山付近のどうのこうのと言われましたし、もう一点は県道栗原青野線の10%とかと言われましたけれども、そこらあたりをもっと明確にお願いしたいと思います。

○議長（角田 寛君） 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

○建設課長（山口哲司君） 山田議員のお答えをさせていただきます。よろしく願いします。

負担金でございますが、まず県道赤坂垂井線でございます。今現在で総事業費が6,000万円でございます。それと、街路事業といたしまして県道栗原青野線でございます。1,062万円ということで変更をしております。それに対しましての負担金でございます。よろしく願いいたします。

率は、県道赤坂垂井線につきましては改良事業で10%、県道栗原青野線につきましては街路事業ということで20%の事業でございます。以上でございます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第91号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第5号）は、これを原案のとおり可決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議第92号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第12、議第92号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第92号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議第93号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第13、議第93号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第93号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議第94号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第14、議第94号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第94号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議第95号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第15、議第95号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第95号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する

条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

平成29年8月8日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じ、期末手当の引き上げを行うため、所要の改正を行うものでございます。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第95号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページ、並びに条例の新旧対照表の1ページをごらんになっていただきたいと存じます。

本改正条例につきましては、同一の条例の一部改正を2条に分けて行う方式をとらせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、平成29年8月8日付の人事院勧告に伴います国の一般職の給与改定に準じまして、議員各位の期末手当の支給割合を年0.1月引き上げ、年4.4月分といたすものでございます。

それでは、条文の中身について御説明をさせていただきます。

まず第1条による改正でございますが、第5条第2項中の期末手当の支給割合についての規定でございますが、文言の整理といたしまして、「においては」を「には」に改め、12月分の支給割合「100分の222.5」を「100分の232.5」に改めるものでございます。

平成29年度分の期末手当につきましては、12月支給分で一括年0.1月分を引き上げまして、年4.4月といたすものでございます。

続きまして、第2条による改正でございますが、同じく第5条第2項中の期末手当の割合について、6月分の支給割合「100分の207.5」を「100分の212.5」に、また12月分の支給割合につきましては、第1条で改正する「100分の232.5」を「100分の227.5」に改めさせていただくものでございます。

これにつきましては、第1条では12月分で年0.1月分を引き上げたところでございますが、30年度分の改正でございます第2条につきましては、6月分でその半分の0.05月分引き上げまして、12月分につきましては0.05月を引き下げさせていただくものでございます。よろしくお願いをいたします。

附則といたしまして、第1項、施行期日の規定でございますが、この条例は、公布の日から施行いたすものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、平成30年4月1日から施行いたすものでございます。

附則の第2項では、第1条の規定による改正後の条例につきましては、平成29年12月1日から適用するもの。

附則第3項では、改正前に支払われております期末手当につきましては、改正後の期末手当の内払いといたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第95号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議第96号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第16、議第96号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第96号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について、提案理由を御説明させていただきます。

平成29年8月8日付の人事院勧告に伴います国の対応に準じ、期末手当の引き上げを行うため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 議第96号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正

につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページ、並びに新旧対照表につきましては2ページをごらんになっていただきたいと思います。

さきの議第95号と同様に、本改正条例につきましても2条に分けて行う方式をとっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、内容につきましては、議第95号と同様、期末手当の支給割合につきまして年0.1月引き上げ、年4.4月分といたすものでございます。

それでは、条文に入りますが、まず第1条による改正でございます。

第5条第2項の期末手当の支給割合の規定につきましては、文言の整理といたしまして「においては」を「には」に改め、12月分の支給割合である「100分の222.5」を「100分の232.5」に改め、年0.1月分引き上げ、年4.4月分とさせていただくものでございます。

続きまして、第2条による改正でございますが、同じく第5条第2項の期末手当の支給割合について、6月分、12月分に0.05月ずつ割り振り直しをいたしまして、それぞれ6月分につきましては「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改めをさせていただくものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、この条例は、公布の日から施行いたすものでございます。ただし、第2条の規定につきましては、平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、第1条の規定による改正後の条例につきましては、平成29年12月1日から適用するものでございます。

附則の第3項でございますが、改正前に支払われております期末手当につきましては、改正後の期末手当の内払いといたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第96号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案



のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議第97号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長（角田 寛君） 日程第17、議第97号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第97号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由を御説明させていただきます。

平成29年8月8日付の人事院勧告に伴う国の対応に準じまして、俸給表、勤勉手当等の見直しを行うため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） それでは、議第97号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表につきましては、3ページをごらんになっていただきたいと思います。

本改正条例につきましても、同様に2条に分けて行う方式をとらせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

改正の主な内容といたしましては、人事院勧告による国の対応に準じまして、給料表の引き上げ改定、そしてまたボーナスの率につきましては、一般職では勤勉手当でございますが、年0.1月、再任用職員については0.05月の引き上げを行うものでございます。

また、そのほか勤務1時間当たりの給与額算定方法の見直しや、そのほか文言の整理など所要の改正も行っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、条文に入ります。

まず第1条による改正でございます。垂井町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2、初任給調整手当でございます。医療職処遇の確保のための手当の規定でございますが、第1号では医師及び歯科医に対する月額「41万3,800円」を「41万4,300円」に、第2

号では医学、歯学の専門的知識を必要とする職に対する月額でございますが、「5万600円」を「5万700円」に改定させていただくものでございます。

次に、第20条勤勉手当の規定でございますが、第2項第1号では職員の勤勉手当の総額を算出するための率を議員特別職の改正と同様、29年度分につきましては12月支給分で0.1月分、第2号の再任用職員につきましては12月分で年0.05月引き上げる内容でございます。

附則の第25条につきましては、給料表6級以上、55歳以上の職員につきましては1.5%の給与減額規定が来年の平成30年3月31日まで適用されているところでございますが、勤勉手当の総額の規定についても、減額されるべき金額を算出するための率を12月分について改正をいたすものでございます。

次に、別表第1、第3条関係でございますが、行政職給料表については議案書の2ページから7ページのように改正いたすものでございます。最大で月1,000円、最小で月400円の改定でございます。

続きまして、第2条による改正でございます。第13条の給与の減額に関する規定でございますが、「第17条」を「第17条第1項」に改め、ただし書きといたしまして、規則で定める特殊勤務手当を受ける職員につきましては、第17条第2項で規定いたします勤務1時間当たりの給与を減額する旨の規定を追加いたすものでございます。

第14条第3項につきましても、「第17条」を「第17条第1項」に改めるものでございます。

続きまして第17条につきましては、勤務1時間当たりの給与額の算出に関する規定でございますが、県の条例の改正などを踏まえまして、勤務1時間当たりの給与額を算出するための年間勤務時間数について、規則で定める時間を減ずる規定を加えるものでございます。

第2項につきましては、初任給調整手当や規則で定める特殊勤務手当を受けている職員についての勤務1時間当たりの給与額の算出につきまして、第1号につきましては、月額の手当の場合、第2号につきましては日額の手当の場合について規定をいたすものでございます。

第19条第1項では、附則の削除に伴いまして、当該規定に関する規定を削除いたすものでございます。また、「及び第19条の3」を「及び第19条の3第1項」に改めさせていただくものでございます。

第2項につきましては、「においては」を「には」に文言の整理をいたすものでございます。

また、第4項につきましては、同じく附則の削除に伴う改正でございます。

第20条は、勤勉手当の規定についてでございますが、第1項では、こちらも附則の削除に伴う整理でございます。第2項第1号も同様に、附則の削除に伴い整理いたすものでございます。

また、勤勉手当の総額を算出するための率が、6月分、12月分が同率となりますよう、再任用職員以外の職員については100分の90に改めをさせていただきまして、第2号の再任用職員につきましては、100分の42.5に改めさせていただくものでございます。

附則の第22項から第25項につきましては、6級以上で55歳以上の職員の減額措置に関する規定につきましては、平成30年3月31日までとなっておりますことから、これを削除いたすもの

でございます。

附則といたしまして、第1項、施行期日の規定でございますが、この条例につきましては、公布の日から施行いたし、ただし第2条及び附則の第5項の規定につきましては平成30年4月1日から施行いたすものでございます。

第2項につきましては、第1条の改正の規定につきましては、平成29年4月1日から適用いたすもの。

第3項でございますが、第1条による改正前に支給された給与につきましては、改正後の給与の内払いとみなす規定でございます。

第4項につきましては、規則への委任規定でございます。

第5項につきましては、垂井町職員の育児休業等に関する条例の改正でございます。先ほどの附則第22項から第25項の規定の削除に伴い、当該規定を適用しております規定を削除いたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第97号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第18 議第98号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第6号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第18、議第98号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第98号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ4,783万1,000円を減額し、予算総額を93億3,538万9,000円とするものであります。

補正いたしますものは、職員の異動、または給与改定等に伴います人件費を補正するほか、議会費では議員期末手当に係ります職員手当等につきまして、増額措置を行いました。

民生費では、社会福祉費におきまして、介護保険特別会計への繰出金につきまして、増額措置を行っております。

農林水産業費では、農業費におきまして、農業集落排水事業特別会計への繰出金につきまして、増額措置を行いました。

土木費では、都市計画費におきまして、公共下水道事業特別会計への繰出金につきまして、増額措置を行っております。

財源につきましては、繰入金におきまして、財政調整基金繰入金の減額措置をした次第であります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） ただいま上程されました議第98号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第6号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正でございますが、歳入歳出予算額の総額にそれぞれ4,783万1,000円を減額いたし、総額をそれぞれ93億3,538万9,000円といたすものでございます。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきまして、第1表の歳入歳出予算補正によるところでございますので、こちらにつきましても後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして、説明をさせていただきます。

今回の主な補正の内容でございますが、人事院勧告による給与改定による増額とあわせまして、定年退職者、そのほか育児休業など、人事異動等に伴います人件費の精査によります減額。そしてまた、公共下水道、農業集落排水事業における消費税の納付に伴う繰出金等の増額措置をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、歳出の6ページをお開きいただきたいと思います。

款1議会費、項1議会費、目1議会費でございます。こちらにつきましては、議員の期末手

当に係ります年0.1月分の増額及び議会事務局職員の異動等に伴います人件費の減額でございます。節2の給料で100万円の減額、節3の職員手当等で16万円の増額、節4の共済費では20万円の減額をそれぞれ行うものでございます。

続きまして、款2の総務費、項1総務管理費、目1の一般管理費でございます。こちらにつきましては、町長、副町長、そしてまた総務課、企画調整課、会計課職員の人件費でございますが、このたびの勧告に伴います給与改定及び職員の異動等に伴いまして、節2の給料で400万円の減額、節3の職員手当等では15万6,000円の増額、節4の共済費では197万7,000円の減額の補正をお願いしたところでございます。

続きまして、款2の総務費、項2の徴税費、目1の税務総務費でございます。税務課職員の人件費でございますが、職員異動等に伴いまして節2の給料で300万円、節3の職員手当等で150万円、節4の共済費で100万円、合計で550万円の減額を行うものでございます。

次に、7ページに移らせていただきますが、款3民生費、項1社会福祉費、目1の社会福祉総務費でございます。こちらにつきましては、主に健康福祉課の社会福祉係と子育て支援係の人件費でございますが、職員異動等に伴いまして節2の給料で300万円、節3の職員手当等で200万円、節4の共済費で100万円、合計で600万円の減額を行うものでございます。

同じく、目5の老人福祉費でございますが、こちらにつきましては健康福祉課の高齢福祉係の人件費関係でございます。育児休業復帰によります職員異動等に伴いまして、節2の給料で164万円、節3の職員手当等で105万7,000円、節4の共済費で45万円、それぞれ増額の補正を行ったところでございます。

同じく目10の介護福祉費でございます。こちらは、介護保険特別会計への繰出金でございますが、介護保険特別会計で計上しております職員人件費の増額に伴いまして、節28繰出金で29万7,000円の増額をお願いいたしました。

続きまして、項2の児童福祉費、目2の児童福祉施設費でございます。こちらは、保育士等に係ります人件費でございますが、育児休業取得、あるいは退職など職員異動等に伴いまして節2の給料で3,543万円、節3の職員手当等で777万7,000円、節4共済費で625万9,000円、合わせまして4,946万6,000円の減額を行ったところでございます。

続きまして、款4の衛生費、項2の清掃費、目1の清掃総務費でございます。クリーンセンター職員の人件費でございますが、給与改定等に伴いまして節3の職員手当等で30万2,000円の増額をお願いいたしました。

8ページに移りますが、款6農林水産業費、項1農業費、目2の農業総務費でございます。こちらは、産業課の農林係職員の人件費でございますが、職員異動等に伴いまして節2の給料で500万円、節3の職員手当等で220万円、節4共済費では150万円、合わせまして870万円の減額を行うものでございます。

続きまして、目9の農村整備費でございます。こちらは、農業集落排水事業特別会計の繰出金でございますが、今般の消費税等の納付に伴いまして、節28繰出金におきまして88万2,000

円を増額いたしましたところでございます。

続きまして、款8の土木費、項4の都市計画費、目4の公共下水道費でございます。こちらは、公共下水道事業特別会計の繰出金でございますが、今般の消費税等の納付に伴いまして、節28繰出金におきまして3,600万円を増額いたしましたところでございます。

続きまして、款10の教育費、項1の教育総務費、目2の事務局費でございます。こちらは、教育長及び学校教育課職員に係ります人件費でございますが、職員異動等に伴いまして、節2の給料で150万円、節3の職員手当等で43万7,000円、節4の共済費で48万4,000円、合わせまして242万1,000円の減額を行うものでございます。

次に、9ページでございますが、項5の社会教育費、目10のタルイピアセンター費でございます。こちらは、タルイピアセンター職員に係ります人件費でございますが、職員異動等に伴いまして節2の給料で500万円、節3の職員手当等で350万円、節4の共済費で150万円、合わせまして1,000万円の減額を行ったところでございます。

次に、項6の保健体育費、目1の保健体育総務費でございますが、こちらにつきましては、生涯学習課スポーツ振興係、そしてまた朝倉運動公園管理事務所職員に係ります人件費でございますが、給与改定等に伴いまして節2の給料で1万7,000円、節3の職員手当等で45万2,000円、節4の共済費で2万円、合わせまして48万9,000円の増額をお願いした次第でございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

5ページをごらんになっていただきたいと思います。

款17の繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金でございますが、財政調整基金からの繰り入れの一部を減額することといたしまして、節1の財政調整基金繰入金におきまして4,783万1,000円の減額を行った次第でございます。

以上が歳入でございます。

なお、10ページと11ページには、それぞれ特別職と一般職の給与費明細書を掲載させていただいておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。と存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

5番 山田利夫君。

〔5番 山田利夫君登壇〕

○5番（山田利夫君） それでは、ちょっとお尋ねをいたします。

上程されました98号の一般会計の補正予算、追加提案ですので、科目としてはちょっと所管ですが、大変申しわけないですけれども、7ページの款、民生費の項、児童福祉費、ただいまの総務課長の補足説明で、給与改定等でなくして育休・退職等というふうに今御説明がありま

した。それで、11ページの給与費明細書を見ますと、補正前の職員の数で8名の減になっておるわけですが、差しさわりがあるといけませんので、何々園とか、例えばその程度で結構ですので、そこらあたり、ちょっと退職の関係をもう一度御説明いただきたいと存じます。

○議長（角田 寛君） 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長（早野博文君） 山田議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目の退職等ということでございますが、子育て支援センターにありました正職員が定年を迎えまして退職したということで、補足の中で退職という言葉を使わせていただきました。

それから、11ページの給与費明細の8人でございますが、休職中の職員が休職しなかったということで、その人数を掲げておるわけでございますが、産休・育休中の職員等の本庁舎にありました職員2名と保育士関係で6名の職員、育休をとっておるわけでございますが、復帰しなかった分についての数字を掲げさせていただいたところでございます。

○議長（角田 寛君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第98号 平成29年度垂井町一般会計補正予算（第6号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議第99号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第19、議第99号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） それでは、議第99号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予

算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ1,534万4,000円を減額し、予算総額を11億8,069万3,000円とするものであります。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして、管渠詳細設計等業務及び梅谷川推進詳細設計業務に係ります委託料と下水道整備工事に係る工事請負費につきまして、減額措置をいたしますとともに、消費税及び延滞税に係ります公課費につきまして、増額措置を行いました。

財源につきましては、国庫支出金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いするものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました議第99号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、今年度の公共下水道事業に係ります国庫補助金の交付決定額が見込みより少なくなりましたので、下水道工事の予定区域等を一部縮小する必要が生じ、これに伴います事業費の減額と財源につきましても国庫補助金、下水道債の減額補正をお願いするものでございます。また、あわせまして公共下水道事業に係る消費税及び地方消費税の修正申告を行う必要が生じたので、公課費の増額を行い、財源につきましては一般会計からの繰入金及び繰越金の増額と雑入の減額補正をお願いするものでございます。

初めに、議案書の説明に入ります前に、今回、消費税の修正申告を行うに至った経緯につきまして、御説明申し上げます。

公共下水道事業における消費税等につきましては、下水道使用料などに係るお客様からお預かりした消費税と工事などに係る町が支払った消費税との差額によって決定するものでございます。また、支払った消費税には、その財源により特定収入として一部認められないものがございまして、消費税法上の経理をする必要がございます。

これまでのところ、本町では毎年還付を受けている状況でございましたが、ことしの確定申告後、大垣税務署からの問い合わせを受け、町と税務署との考え方に相違があることが明らかになりました。

具体的に申し上げますと、御案内のとおり、公共下水道事業の財源につきましては、下水道使用料や国庫補助金などのほか町債が充当されております。この町債に係る毎年の償還元金につきましては、一般会計からの繰入金を一部充当し、工事費などに係る消費税が含まれているという認識のもと、消費税の算出に当たり、支払った消費税として控除対象としておりました。



また、これまで消費税の申告につきましては、その都度申告審理が行われていたことや、以前から税務署の指導、助言を仰ぎながら現在に至った経緯もございまして、適切に処理してきたという認識のもと税務署と協議を重ねてまいりましたが、解釈の違いにより、償還元金については支払った消費税としては認められず、不課税支出として経理すべきとの見解に至りました。したがって、これまで国から町へ消費税を還付し過ぎたため、国税通則法に基づき、過去5カ年分について自主申告により修正を行うこととなりました。このため、差し引きの税金と延滞税を納める必要が生じたので、本年12月20日に修正申告を行うものとして、算出した額により補正予算に計上させていただいたものでございます。

なお、消費税に関する事務は、高度な専門知識と判断力が必要とされます。今後は、経理計算手順等について再度整理を行うとともに、研修等により消費税の確定申告に関する知識を一層深め、申告内容の精査を徹底してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

それでは、議案書のほうに入らせていただきます。

表紙でございます。第1条で歳入歳出それぞれ1,534万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億8,069万3,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節13の委託料では、先ほど申し上げました国の補助金が見込みより少なくなりましたことから、次年度以降の下水道整備に係る詳細設計等の実施を見送り、1,500万円の減額をお願いするものでございます。

節15の工事請負費につきましても、同様の理由から、今年度の整備区域を一部縮小しまして6,200万円の減額をお願いするものでございます。

次に、節27の公課費でございます。こちらは、先ほど御説明申し上げました修正申告に伴います消費税及び延滞税でございます。

なお、ことしの確定申告におきまして、既に還付を受けた額につきましては受け入れ科目から戻出いたしますので、これを差し引いた額6,165万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

6ページをごらんください。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金、節1下水道費補助金でございますが、当初、公共下水道事業に係る国の補助金2億1,840万円を見込んでおりましたが、国からの交付決定通知が1億8,564万円となりましたので、3,276万円の減額をお願いするものでございます。

次に、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1の一般会計繰入金でございます。こちらは、歳出でも申し上げましたが、消費税等の修正申告に伴いまして財源の不足

が生じますため、申しわけございませんが3,600万円の増額をお願いするものでございます。

なお、繰入金につきましては、現在、下水道工事等を進めているところでございますので、事業費が確定いたしましたら年度末に精算させていただくものでございます。

次に、款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金でございますが、864万5,000円の増額をお願いし、収支の均衡を図った次第でございます。

次に、款8諸収入、項2雑入、目1雑入、節1雑入でございます。こちらは、先ほど歳出でも申し上げましたが、ことしの確定申告におきまして既に還付を受けております額を戻出にて処理いたしますので、見込み額と既決額の差額998万9,000円の減額をお願いするものでございます。

7ページのほうに移りまして、款9町債、項1町債、目1下水道債、節1下水道事業債でございますが、公共下水道事業の全体事業費が減少したことに伴い、起債対象事業費も減少いたしましたので、1,724万円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、表紙にお戻りいただきたいと思えます。

第2条でございますが、地方債の変更について規定をしておりますが、借入限度額を変更させていただくものでございます。

3ページに調書を掲載しておりますので、あわせてごらん願いたいと思えます。

3ページの第2表で地方債の限度額を当初3億950万円とさせていただいておりましたが、事業費の減少によりまして1,724万円の減額をお願いし、2億9,226万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は従前と変わっておりません。

以上、議第99号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第99号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第20 議第100号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第20、議第100号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第100号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ157万2,000円を追加し、予算総額を3,257万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費の総務管理費におきまして、消費税及び延滞税に係ります公課費につきまして、増額措置を行いました。

財源につきましては、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 上下水道課長 立川昭雄君。

〔上下水道課長 立川昭雄君登壇〕

○上下水道課長（立川昭雄君） ただいま上程されました議第100号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、農業集落排水事業に係ります消費税及び地方消費税の修正申告を行う必要が生じたので、これに係ります増額補正をお願いするものでございます。

消費税等の修正申告に至った経緯につきましては、先ほど議第99号の公共下水道事業特別会計補正予算と同様でございまして、ことしの確定申告後、大垣税務署からの問い合わせを受け、考え方に相違があることが明らかになったところでございますが、細部につきまして、改めて御説明させていただきます。

御案内のとおり、農業集落排水事業は、過去に行った建設費などの財源の一部に町債が充当されております。この町債に係る毎年の償還元金につきましては、一般会計からの繰入金を一部充当し、工事費などに係る消費税が含まれているという認識のもと、消費税の算出に当たっては、課税仕入れに係る消費税額、すなわち支払った消費税として控除対象としておりました。

これまで消費税の申告に関しましては、その都度申告審理が行われていたということや、税務署の指導、助言を仰ぎながら現在に至った経緯もございまして、適切に処理してきたという認識のもと、税務署と協議を重ねてまいりましたが、解釈の違いにより、償還元金につま

しては不課税支出として経理すべきとの見解に至り、これまで納税額が過少であったため、国税通則法に基づき、過去5カ年分について自主申告により修正を行うこととなりました。

このため、差し引きの税金と延滞税を納める必要が生じたので、本年12月20日に修正申告を行うものとして算出した額により、補正予算に計上させていただいたものでございます。

なお、高度の専門知識と判断力が必要とされる消費税に関する事務処理につきましては、今後、経理計算手順等について再度整理を行うとともに、研修等により消費税の確定申告に関する知識を一層深め、申告内容の精査を徹底してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

それでは、議案書の表紙をごらんください。

第1条で歳入歳出それぞれ157万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,257万2,000円とするものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

6ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。節27の公課費で、先ほど御説明申し上げました修正申告に伴う消費税及び延滞税としまして157万2,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをごらんください。

款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金でございますが、消費税の修正申告に伴いまして財源の不足が生じますので、申しわけございませんが88万2,000円の増額をお願いするものでございます。

なお、繰入金につきましては、事業費が確定いたしましたら、年度末に精算させていただくものでございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金でございますが、69万円を増額し、財源の確保と収支の均衡を図った次第でございます。

以上、議第100号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についての補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第100号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第21 議第101号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）

---

○議長（角田 寛君） 日程第21、議第101号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長（中川満也君） 議第101号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ29万7,000円を追加し、予算総額を24億4,385万9,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費の総務管理費におきまして、給与改定等に伴います給料及び職員手当等につきまして、増額措置を行いました。

財源につきましては、繰入金におきまして、一般会計繰入金として、事務費等繰入金の増額措置をした次第であります。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田 寛君） 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

○健康福祉課長（片岡兼男君） ただいま上程されました議第101号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

補正の内容は、給与改定等に伴います職員人件費の増額をお願いするものでございます。

それでは、議案書の第1条、今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万7,000円を増額し、総額をそれぞれ24億4,385万9,000円といたすものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるところでございますので、こちらにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

それでは、細部につきまして歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに、歳出でございますが、6ページをお開きいただきたいと思います。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。

こちらは、給与改定等によります人件費の増額でございますが、節2給料で7,000円、節3職員手当等は29万円、合計29万7,000円の増額をお願いするものでございます。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について御説明をさせていただきます。

5ページをごらんいただきたいと思います。

款9繰入金、項1一般会計繰入金、目2事務費等繰入金でございます。

こちらは、歳出人件費の増額に伴い、事務費等繰入金として29万7,000円の繰り入れを行うものでございます。

以上が歳入でございます。

なお、7ページには給与費明細書を掲載させていただいておりますので、お目通しをいただきたいと存じます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（角田 寛君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第101号 平成29年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成29年第6回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前10時30分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 角 田 寛

会議録署名議員 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 太 田 佳 祐